

宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会イノシシ部会会議録

日時：令和3年8月18日（水）

午後1時30分から午後3時30分まで

場所：宮城県行政庁舎11階 第二会議室

配布資料

〔議事資料〕

議事（1） イノシシ管理事業実施計画

- ・令和2年度管理事業実績報告書（県実施分）
- ・令和3年度管理事業実施計画書（県実施分）
- ・令和2年度管理事業実績報告書（市町村実施分）
- ・令和3年度管理事業実施計画書（市町村実施分）

議事（2） 第三期宮城県イノシシ管理計画の達成状況及び第四期宮城県イノシシ管理計画の策定方針（案）

議事（3） 指定管理鳥獣捕獲等事業（イノシシ）令和2年度評価報告書（基本評価シート）（案）及び令和3年度実施計画書（案）

〔参考資料〕

資料1 イノシシに関する各種データ

1 開会

（オンラインで参加している委員もいることから委員紹介は省略し、佐々木自然保護課長が挨拶を行った。）

2 挨拶（佐々木自然保護課長）

（続いて事務局が配布資料の確認を行った後、平田部会長が挨拶を行った。）

3 挨拶（平田部会長）

日頃、部会委員や出席の関係部局の方々においては、宮城県のイノシシの適正管理について御理解と御協力を頂き感謝する。昨今はコロナ禍もあって我々自身も大変な中、宮城県内では野生イノシシにおいても豚熱陽性個体が確認されるようになった。また、先般のニュースでも報じられたように、高速道路にイノシシが侵入するなど市街地出没も大きな問題となりつつある。特に大きなニュースになると、1頭のイノシシに対して様々な地域から御意見も頂くことがあるので、世間の声にも耳を傾けながら、適切なイノシシ管理のあり方というものをこの部会の中で協議いただきたい。

では、宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会イノシシ部会を招集、開会する。

（事務局より定足数の報告が行われ、委員10名中9名が出席しており、宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会条例第4条第2項の規定により、本会議が有効に成立していることの報告が行われた。また、会議については原則公開であり、本会議についても特段の支障が無いことから公開で行うことを説明した。）

事務局：（以降の進行について平田部会長にお願いする。）

4 協議事項

(1) 令和2年度イノシシ管理事業の実績について

部会長：令和2年度イノシシ管理事業の実績について審議するので、事務局から説明願う。

事務局：(資料に従い説明)

部会長：事務局から説明があったが、御質問、御意見はあるか。

山本委員：昨年度の被害について、捕獲頭数は計画を上回ったにもかかわらず被害が増えているということだが、この被害エリアというのは分布が拡大して新しい地域で発生しているのか、それとも既にイノシシが定着しているエリアでの被害が減っていないのか。その空間的な被害の出方というものについて、もし情報があつたら教えていただきたい。

事務局：山本委員のご質問に答えられるほどのデータが集まっているわけではないが、資料の3ページに農業被害状況の概要が載っている。右側に主な被害発生地域を市町村単位で記載しており、令和2年度は27市町村で被害が発生した。令和元年度や平成30年度も相当数の市町村で被害が発生しており、ある特定の地域で一気に被害が広がったというよりは、徐々に被害発生地域が拡大しているという状況にある。市町村毎の被害額の精査まではしていないが、新しく被害が発生した市町村があるほかにも、既に被害が継続して発生している市町村の中にも、被害が増加に転じたというところもあると考えている。

山本委員：ここは非常に大事なところで、おそらく仙台市などは今まさに被害が広がっている状況だと思う。柵が全域に設置済みでも被害が発生している九州などとは少し状況が違っていて、新潟県と同じように、イノシシの分布拡大に対して柵の設置が間に合っていないことで被害が発生しているのであれば、今後は柵の設置が進んでその柵がきちんと機能すれば、おそらく被害は減っていくと思う。

既に柵を十分に設置している市町村で被害が止まらないというのが深刻なケース。こういう場合では柵を突破するのが常態化しているというか、電気柵などでもイノシシが学習してしまっているとか、柵の効果が発揮されないような悪質な個体が出ているので、その場合は捕獲をしていかないとおそらく被害が止まらないと思う。

そのため、被害がどういうシチュエーションで出ているのか、防除が手薄なために出ているのか、防除しているにもかかわらず出ているのか、そのあたりをもう少し精査していただくと被害対策に有効なデータになるのではと感じている。

続けてもう一点お伺いしたい。

ベイズ推定の結果がだいぶ幅広いので、中央値の値でどうこう言うのも微妙なところではあるのだが、3万頭いるとなると、7割捕獲するというのは相当大変。今後は加害個体を集中的に捕獲していくということが必要になると思われるが、これを捕獲している時期については、有害捕獲の割合が非常に大きいので、例えば水稲が実ってくる10月にそのエリアできちんと捕獲できているか、あるいは捕獲個体の年齢、ウリ坊ばかり捕獲して成獣が捕獲できていないとか、そういう点の把握は県では進めているのか。CPU Eは算出しているという説明があつたが、この点について情報があつたらご説明願う。

事務局：捕獲の状況だが、当県では平成29年度から市町村別・月別に捕獲数の取りまとめを行っている。捕獲体制が整いきっていないという面もあるかもしれないが、4月から7月頃までは捕獲数はそれほど多くなく、10月や11月、場合によっては9月ぐらいからの秋口の捕獲数が急激に増えるといった状況にある。その後、冬になると若干捕獲数が落ちていく。冬については積雪などの季節的な影響もあるかと思う

が、やはり水稻の収穫期というか、秋口の捕獲数が非常に多いというのが当県の特徴になっている。

また、捕獲個体の情報については、県が事業主体となって実施している指定管理鳥獣捕獲等事業については、体長、体高、体重は推定体重の場合もあるが、その他にも推定年齢といった捕獲個体のデータは全て記録している。ただ、それは指定管理鳥獣捕獲等事業の分だけであり、それ以外の狩猟や有害捕獲については、捕獲日時、捕獲場所や性別程度までは把握しているが、成獣・幼獣の別や具体的な個体サイズなどのデータまでは集め切れていないというのが現状。

山本委員：新潟県でも4月から7月は全然捕獲できず、以前は8月や9月、10月から有害捕獲も前倒しで実施してようやく捕獲できてきた。ただ、もっと被害が出ている8月のお盆頃からイノシシが沢山出没しているので、最近では夏捕獲キャンペーンというのを行っていて、ちょうど稲が実り始めるころから加害獣が農地周辺に出てきて被害が発生するので、被害発生前にできる限り捕獲しようという取組を実施している。

結構ヤブがひどいので狩猟者の方々は大変だと思うのだが、夏から秋にかけて、農地周辺だけにかまわないので、是非積極的に捕獲していただけるような施策なども県で御検討いただければと思う。今年のキャンペーンでは一番大きい個体を捕獲した人に何かあげるとか、そういう取組を行っている。もちろん冬に捕獲して個体密度を減らしていくということも大事だが、実際に被害を与えている個体からまず捕獲していくということも非常に大事なので、是非御検討いただけたらと思う。

また、捕獲個体の性別が指定管理鳥獣捕獲等事業では分かるが有害捕獲では把握し切れていないという説明があったが、有害捕獲については、宮城県は雪が少ないので箱わなも結構使われているのではないかと。その場合、どうしてもウリ坊ばかり捕獲されているという状況があるならば、スレ個体がたくさんできてしまっていて成獣が効率的に捕獲できていない為に加害個体がなかなか捕獲し切れていないという状況もあるかもしれない。新潟県も全く同じ状況で、狩猟は仕方ないと思うが有害捕獲ではどこの地域でも報奨金を払っているはずなので、報奨金を出す代わりに捕獲個体のデータも出して下さいという形にして、捕獲調書を配布して、年齢も歯の出方などからざっくりとでかまわないので記録をしていただくということを猟友会にお願いしている。

今後、捕獲しても捕獲してもイノシシが減らないという状況の原因を探るためにも、猟友会も負担が増えて大変だとは思っているのだが、報奨金を払う代わりにデータをきちんと出してもらおうという取組は有効ではないかと思う。

部会長：事務局から、今の御意見に対して何かあるか。

事務局：捕獲個体のデータ収集については、次の議事（2）で少し説明する予定だったのですが、出猟カレンダーを全ての捕獲者から収集するというのは難しいが、一気にとはいかなくても、御理解、御協力を頂いた市町村から出猟カレンダーの提供をお願いして、分析できる体制を作っていければと考えている。

部会長：他に御意見、御質問はあるか。あれば後ほどでも受け付けるので、議事（2）第三期宮城県イノシシ管理計画の達成状況及び第四期宮城県イノシシ管理計画の策定方針（案）の審議に移りたいと思う。
では、事務局から説明願う。

議事（2）第三期宮城県イノシシ管理計画の達成状況及び第四期宮城県イノシシ管理計画の策定方針（案）について

事務局：（資料に従い説明）

部会長：事務局から説明があったが、御質問、御意見はあるか。時間の関係もあるが、先ほどの議事（１）についても御質問があればお受けしたい。

捕獲数など色々と説明を受けたが、猟友会で実際に捕獲している立場として、大宮委員が何か気づいたことや現場での苦労など、そういうことがあれば少し御意見を頂きたい。

大宮委員：個体数管理の項目のところ、狩猟期間については継続もしくは１１月１日から前倒しという方針が示されているが、もしかしらもっと早いほうがいいのでは。というのも、すでに３月３１日まで延長されてはいるものの、３月はどうしても雪が深くてわなでの捕獲数が減るので、前倒しの方が効果的ではないかという気はしている。

また、被害の状況についてだが、これには耕作放棄地は含まれていないと思う。地元では、今は山の近くにある畑では、イノシシの被害に遭うような作物はそもそも作らないという方向になっている。どうしても自家消費用にジャガイモなどが欲しい場合は、わざわざイノシシが出てこないような場所に畑を借りて栽培している人もいる。

色々な形で対策を取って、捕獲の方も有害捕獲、指定管理鳥獣捕獲等事業に加えて狩猟も行っている。

あとは電気柵、これは川崎町でも結構設置が進んでいる。ただ、やっていない場所もある。町の真ん中あたりというか、山から離れたところではそういう場所もあるが、イノシシはもうその農地のすぐ脇まで来ている。なので、柵の設置も全部いっぺんにできればいいのだが、なかなかそのあたりまではやりたくないというのが農家の気持ち。費用もかかるし、農業機械が入るのにも邪魔になる。そういう点もあるので、田んぼでは設置するが、畑は中々設置が進まず、ただひもを巻いているだけというところもある。

また、１２月以降になると雪が降ってくるので、くくりわなでの捕獲は難しい。では箱わなに入るかというところでもない。ただ、今年は箱わなでの捕獲数が多い。去年は箱わなの割合は１割程度だったが、今年は３割程度になっている。今現在はウリ坊のサイズが小さくて箱わなの網目から逃げていくが、１０kg程度まで大きくなる来月ぐらいからは箱わなに入るようになる。

なので、狩猟期間を拡大するのであれば前倒しの方がいいのでは。狩猟者も免許を取って最初の１～２年の間は有害鳥獣捕獲に参加できない。その狩猟者の方々にも応援をもらうという形であれば、雪が降るとどうしても山に入れなくなってしまうので、雪が降る前から狩猟ができるようにした方がいいと思う。

事務局：狩猟期間の延長については幾つかの想定はしているが、課題の一つは単純に事務手続。あまりにも早く前倒しをすると、行政側の各種事務手続が間に合うかといった問題がある。もう一つは、１１月１日から前倒しというのは幾つかの県で既にやっているが、それ以上の前倒し、例えば１０月中からとなると、やはりどうしてもその時期は狩猟者ではない一般の山に入る方々、例えば紅葉狩り、ハイキングやキノコ狩りなどの時期と重なってしまうので、狩猟事故の危険性を考えると難しいところもある。また、落葉期前から狩猟解禁をしてしまうと、見通しが悪い中で狩猟をすることによる危険性も生じる。そういった一般の方々への危険を考えた場合、検討の余地がないわけではないが、現状では、前倒しをするのであれば１１月１日というのが最良ではないかと考えている。

耕作放棄地の件については、御意見のとおり山際では耕作しなくなってきているというのは承知しているが、数値的なものとしてはこの被害調査に入っていないので、耕作を継続できるよう、柵の設置などの支援を引き続き行っていきたい。

部会長：先ほどの山本委員の御意見にもあったが、やはり捕獲適期というのは非常に難しい。繁殖期に捕獲して繁殖を抑えるというやり方と、例えば水稻の乳熟期前に捕獲をして、被害発生前の捕獲を強化することで被害を抑えるというやり方のどちらが効率的かというのは一概には言えない。なので、この件に関してはデータを収集してモニタリングをしながら適期を見ていくということになる。

もう一点、行楽シーズンに人が山に入るということについては、秋はキノコに春は山菜、春は積雪地域

や山間部では雪崩の心配もあるので、猟友会員で地域のことをよく把握している方は安全対策もしっかりできるのだが、新規の狩猟者や県外からの入猟者が事故を起こすということも考えられる。例えば前倒し時期をさらに延ばすのであればわな猟に限定するなど、そういう点を利害関係者と十分協議していただくということで、ここで決めるよりは事務局でもう少し検討してもらおうという方針でいいか。

事務局：策定方針案にあるとおり、現時点では11月1日からの前倒しも検討している。ただ、前倒しをするのかしないのか、するとすればいつから前倒しするのか、その場合でも銃猟も含めるのかわな猟だけに限定するのかなど、具体的な内容については今後関係機関の意見も聴きながら、最終的に当方で計画案を示させていただきたい。

部会長：一方で、捕獲の主流は有害鳥獣捕獲になりつつある。このことが良いか悪いかは別として、捕獲実績でも狩猟よりも指定管理鳥獣捕獲等事業や有害鳥獣捕獲での実績が多い。有害鳥獣捕獲は市町村との関係もあるので、そのあたりも十分協議を続けていただきたい。

市町村委員からも、何か報告したいことや御意見を伺いたいだろうか。

眞野委員：先ほどの議題にもあったが、被害額と捕獲数については、仙台市内でも被害額がかなり増加しており、昨年度は過去最大の被害になっている。また、捕獲数についても近年急増しており、昨年度はこちらも過去最大の捕獲数となった。

イノシシの侵入防止柵についても、仙台市では平成21年度から国の補助金を活用したワイヤーメッシュ柵の設置を行っており、平成21年度からの総延長は約379kmとなっていて、集落周辺については概ね設置したのではないかと感じている。

電気柵についても、こちらは農地をピンポイントで守るイメージで、そのワイヤーメッシュ柵の内側に設置している。こちらも仙台市の協議会で補助事業を実施しており、平成21年度からの総延長は424kmとなっていて、こちらもかなり活用されている。

簡単に言えば、柵についてはかなり事業が活用されていて設置が進んでおり、捕獲数もかなり増えている状況でありながら被害額が減少しないというのは残念な状況であるものの、これをどう対策していけばいいのか非常に難しい問題となっている。

できればアドバイスを頂きたいぐらいだが、仙台市内では、早いところはワイヤーメッシュ柵を設置してから10年以上経過している箇所もある。設置後は地域住民の方々に管理していただくということになっているのだが、市内でも中山間地にはなかなか若い人がいない。そのため、維持管理にかかる負担も大変だという声も頂いていたので、今年度から仙台市独自の助成事業として、この維持管理に係る資材を支援するという取組も実施している。今後どうしていくかというのは非常に難しいのだが、地域の方々の御協力というのは非常に重要になってくるのではないと思う。

環境整備についても、放任果樹の撤去や耕作放棄地の手入れなど、そういった地道な取組をしていただく部分について、どういったやり方が一番効果的かというのを地域の方々と一緒に考えてもらう機会を持つために、例えばモデル地区を選定して取組を行うことや、仙台市でも地域ぐるみの捕獲対策というものを実施しているが、取組地域に対して効率的なわな捕獲の方法などの啓発を行うなど、そういった行政と地域が一体となった取組について考えているところ。

後藤委員：仙台市の話のとおり、各自治体ではイノシシなどの獣害対策に頭を悩ませているのが現状。この部会も含めていろいろなお話や報告などを聞いており、捕獲によって個体数を減らしたり、侵入防止柵の設置で農作物を守ることが重要だという話も聞いている。

その他、加美町では、狩猟者以外の一般地域住民の方々にもそういった獣害対策を認識していただき、その生態を知っていただくという取組を行っている。集落ぐるみの鳥獣被害対策モデル事業の補助を活用

し、広域的に集落の農家や農家以外の方々にも幅広く集まっていたいただいて獣害対策をどうするかという話をしている。学校関係でも、各地域で電気柵の設置が進んだことによって、通学途中の子ども達が電気柵に触れてしまうというような事故が起きるのではないかと懸念を教育現場の方では持っているので、そういった点にも着目して、地域の方々に獣害対策、イノシシの生態やクマとの関係など、そういったものを学んでいただくという取組を自治体の役目として行っている。

イノシシの個体数を減らしていくということが一番重要だが、こういった現状の中でいろいろと頭を悩ませながら対策を実施しているということで、情報提供させていただく。

齋藤委員：先ほど説明いただいた部分で、何点か意見ということでお話しさせていただく。

一つは被害の部分で、農作物は確かに被害が発生していて、担当課としては現地に行くとその対策について話をする機会が非常に多いというのが実態だと思う。

ただ最近、会議に出ていて少し変わってきたなという点が幾つかある。宮城県には圏域毎に地方振興事務所という地方機関があるのだが、その単位で昨年度会議をしていた折、イノシシの被害が一番大きい大河原地方振興事務所管内では、農業関係の被害を管轄している各市町の課長からの意見として、確かに農作物の被害は大変だという話は当然出るのだが、それよりも最近住宅地での被害というか、出没が多くなっているという通報や連絡がここ数年非常に増えたとのこと。農家からの相談というよりは、一般市民・町民からの相談が非常に増えているということなので、これは農業部局や環境部局だけではなく、行政全体の中で対策を考えていく必要があるのではないかとということで、複数の市町村の課長から御意見を頂いている。

この点については、農作物の被害と併せ、生活環境に直結する部分は社会問題でもあるのですぐに解決というのは難しいとは思いますが、取り組んでいかなければならない課題だと我々としても認識している。次期計画にはそのあたりまで謳えるかどうかは別として、やはり考えの中には入れていく必要があるだろうというのが私の考えているところ。

また、次期計画の計画対象区域について説明を頂き、その説明の中で、昨日の親会で県内全域を重点区域にしてはどうかという意見があったとのことだが、当課の見方としても、やはり全域にするべきではないかと思われる。その理由として、当課が直接所管しているわけではないが、冒頭の部会長挨拶でもあった野生イノシシの豚熱発生が七ヶ宿町で確認された。発生地点から100km圏内の円を描くと、次期計画方針案で重点区域になっていない市町も全て円内に入ってくる。農林水産省の指導ではこの100km圏を重点区域にすることとなっており、農政サイドでは豚熱の対応として100km圏内では重点的にイノシシを捕獲するようお願いしているという事情もあることから、これらを鑑みると県全域を重点区域にするのがいいのではと考える。

2点目として、議事11ページ目の「生息地の適正管理」の分野になるのかと思うのだが、記載内容はこの通りだが、加えて当課で関係部局と色々と話をしていく中で、農地周辺の生息地管理は当然やっていただくことになるのだが、市町村等と話をする、一番対策をしにくいのが河川関係になる。河川敷には法律的な部分でどうしても侵入防止柵を入れられないので、様々な協議が必要になってくる。堤防の除草などを早急に行って欲しいという意見を頂くことがあり、ほとんどの河川は土木部局が管理していることから、これは我々行政が県庁内でやるべき事かと思うが、関係部局と更に連携を図って、生息環境管理の部分でできることを洗い出していく必要があると思っており、そのあたりも新しい計画には盛り込んでいただければよろしいのかなと思う。

最後にもう一点。捕獲圧の強化についてだが、猟友会を含め捕獲をしていただいているの方々にとってはわなの見回りなどがかなり負担になっており、捕獲者の高齢化も進んでいるので、やはり今の時代はICTを活用すべきと思っている。ただ、その実証試験というか各メーカーで様々な製品が出ているが、実際の現場で使ってみると、例えば電波が届かないとか、色々な障害があるという相談を市町村から受けていたので、今年度、これからになるが当課で試験をしていく予定になっているので、そういった新しい技

術についても利用できるものは積極的に活用を図っていくということも記載するといいいのではと思う。

部会長：昨日の親会で出た意見について、少し御報告させていただく。

まず、目標設定については被害額の増減がどうしてもあるので、平均値を目標にしてしまうと高止まりしてしまったり横ばいになってしまう可能性があるということで、基準年を設けてはどうかという意見が出ている。これについては、基準年から何割減を目指すなど、色々な考え方があると思うので、農家の人や地域の人がこれぐらいなら妥協できるという点を見つげながら目標設定していただければと考えている。

研修会等も、実績報告では開催回数のみになっているので、その内容や研修会開催の効果についてももう少しと精査していただきたいと思う。特に眞野委員や後藤委員から貴重な事例を紹介していただいたので、市町村担当者会議の場などでそういう情報も共有できるようにすればいいのでは。今後、各種計画を立てていくことから、業務的には多忙になってくると思うので、そういう会議の場を利用するなど、なるべく負担のない中で情報を集めていただいて共有していただきたいと思う。

また、関係機関との連携については教育関係機関や警察など、今後連携すべきところが増えてくると思う。豚熱のこともあるので、オブザーバーに畜産課も入っていただくなど、県で調整を進めて頂きたい。

その他、錯誤捕獲への配慮というのは、昨日の親会で多くの意見が出された。まず、錯誤捕獲が発生しないような技術について学会や有識者等と連携することと、発生した際にどう適切に対処するか、作業者の安全や地元住民との合意形成など、非常に難しい課題ではあるが、そのあたりに関する記載についても御配慮頂きたい。

イノシシの適正管理というのは、地域の方々の生活とその地域の生態系の両方を守っていく事だと思うので、御検討をお願いします。

計画区域についても、県全域というのは私もその通りだと思うので、これも猟友会や市町村と協議していただいて、全域でやっていくということについて前向きに考えて頂ければ。

また、調査関係の拡充については重要だと思うし客観的に説明するためには必要なことなのだが、一方でデータだけ集めてそれが全然使われない、あるいは還元されずに予算や労力を割かれてしまうということにならないよう、適切なデータの収集方法も検討して頂きたいという意見が昨日の親会では出た。

ほかに何か御意見などはあるか。

山本委員：先ほど市街地出没の話が出たが、新潟県でも昨年はツキノワグマが大量に出没したほか、イノシシの出没も非常に多く、新潟県内でも県や市町村で市街地出没対応を急速に考えているところ。

大きく事前対応、中捌き、事後捌きの3つのフェーズに分かれると思う。学校近辺に出れば教育委員会に話を通す、市町村であれば環境課や危機管理・防災関係課が対応することもあるが、それに加えて消防、警察、猟友会、農政課というように幅広い部局が関係してくる。そのため、そういう事態が起きた際に備えて、どの部署がどういう体制で臨んで、命令指揮系統は誰で、現場の無線は何を使うとか、そういうことを決めておかないとすごく大変なことになる。地元でも出てきたイノシシに対して行政官が体当たりするといった動画がニュースに流れてしまったりしたので、プロテクターや盾を準備しておくとか、あとはイノシシは見える方向に突っ込んでくるのでブルーシートを何十枚用意しておこうとか、そういう物品整理を新潟県と一緒にやってるので、宮城県でもそういうことを行われるといいのではと思う。

また、過去のイノシシやクマの出没地点は河川を通過して出てきていることが非常に多い。市街地など通常ではあり得ない場所に出てきた事例をGIS上で見てみると、なんとなくこの川から来たのではないかというのが分かってくる。土木部局とはこれまで鳥獣の出没に関する問題では接点が全然無かったと思うが、ここに出てくるということはこの河川を絶対通っているというデータを持っていくと、人命はプライスレスなので土木も対応を検討してくれるのではないかと思う。

その他、銃器を使用したときに捕獲者の発砲と現場の対応が危なかったこともあったり、追い払いのた

めにクマスプレーを準備しようとしたら全国的に売り切れていて在庫がないといったこともあったので、事前のマニュアル作りだったり、県で企画を作って市町村に示せば、対策が進んでいくのではないかと考えた。

そのほか、地元では昨年から防災訓練を始めた。職員にクマの毛皮を着せて、そういう事態を想定して、誰がどういう無線でどういう順番で対応していくか、実際に役に立つかは分からないが1回くらいやっておくのもいいのでは。また、クマスプレーの使い方にしても、実際に練習用スプレーを使用して噴射してみるとか、そういうことは結構大事だと思うので、検討されるといいかと思う。

あともう一点、この資料で気になった点として、狩猟者全体は増えているが、わな猟免許者の増加が大きく、宮城県も銃猟免許者は減っている。猟銃を持っている方は高齢の方が多く、これからますます減っていくのではないかと予想されるが、そうなると現場での止めさしが段々できなくなってくると思う。新潟県でもそろそろ電気止めさしにしようという話が最近出てきているが、電気止め刺し器はまだ安全性が担保されていない機械なので、この点については部会長がお詳しいと思うが、県で指針などを作った上で導入を進めていく方が、後々のことを考えれば安全なのかなと思いつつ見ていた。

部会長：電気止めさし器の安全性については、専門的な技術を有するメーカーが開発したものであれば安全性は担保されているかもしれないが、自作したものは危険なものもあるかもしれないし、メーカーのものでも使い方次第かと思う。機材を導入する際は、使用する人への指導など、そういう面での人材育成もしていただければ。

また、電気止めさしに関してだが、豚熱が発生した場合に野外で放血すると感染拡大のリスクが上がる。海外は銃猟が主流なのでそのまま放血せずに捕獲できるが、箱わなやくくりわな、とくに箱わなで放血するとその場に血が流れるということで、海外では刃物を使うなということをよく言われるが、日本と海外では状況も異なるので、そういった点では電気止め刺し器の使用も一つの手段になると思う。ただ、すぐに刃物を止めて電気にしなさいという話ではなく、やはり技術導入に関しては地域の方々と十分話し合い、使い方も理解した上で進めて頂きたい。それらについては山本委員も私もできることから協力したいと思う。

では、議事（2）の審議はここで終了することとし、続いて議事（3）指定管理鳥獣捕獲等事業（イノシシ）令和2年度評価報告書（基本評価シート）（案）及び令和3年度実施計画書（案）の審議に移りたいと思うので、事務局から説明願う。

事務局：（資料に従い説明）

部会長：今の事務局に対して、御質問、御意見はあるか。

眞野委員：仙台市では、今年度から有害鳥獣捕獲を実施していない地域で指定管理鳥獣捕獲等の実施を計画している。その一方で、昨年度まで実施していたものの今年度は実施区域に入っていない市町村があるように見受けられるが、その理由についてご教示いただきたい。

事務局：一つ目には、実施区域に入っていたものの、実際には捕獲実績が無かった市町村があり、そういったところで今年度は遠慮するといった話が出ている。指定管理鳥獣捕獲等事業での捕獲がほとんど見込めないのであれば、有害鳥獣捕獲と指定管理鳥獣捕獲等事業をすみ分けながら実施するよりも、通年で有害鳥獣捕獲を続けるメリットの方が大きいという判断かと思う。

また、指定管理鳥獣捕獲等事業は県と受注者で委託契約を締結して実施する事業なので、捕獲個体の処理や書類作成等を受注者が行う必要があり、有害鳥獣捕獲に比べると捕獲従事者の負担が大きい部分もある。そういった面から、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施を要望しない市町村もあり、結果として今年度は

17市町村での実施となった。

部会長：ほかに意見はあるか。

山本委員：大変面白いデータを見せていただいた。このCPU Eや密度指標を指定管理鳥獣捕獲等事業でデータ収集していると思うが、新潟県でもそうなのだが、イノシシはくくりわなCPU Eが一番密度に敏感に効いてくると言われている。ただ、宮城県も新潟県も何故か銃器捕獲の方が効率がいい。絶対値としてこの地域の値が高いというのはこの図面を見ても分かるのだが、今後管理を進めていく上では、捕獲数もCPU EもSPUEも、その推移、この地域で増えているのか減っているのか、年単位の密度指標だとばらつきがあるので数ヶ年平均でもいいのだが、どんどんイノシシが増えているのか、捕獲は増えているけど密度指標は減っているのか、そういったあたりの推移が見られるような分析ができるのであれば、データとして拝見させていただきたい。

また、錯誤捕獲でツキノワグマの錯誤捕獲が多いという話が前の議事でもあったが、予想どおりカモシカも多数錯誤捕獲されている。ツキノワグマについては、クマ類がかかりにくいわなというものがある程度選定できると思うが、カモシカは足の形状がほぼ一緒で、わなにかからないというのは無理だと思うので、捕まった際の放獣体制というのは、これを見る限りやはり非常に重要ではないかと感じている。

部会長：今の質問に事務局から答えてもらう前に、資料を見ると巻き狩りではSPUEが減少していてCPU Eが増加している。要は目撃が減っているけど捕獲実績は上がっているということで、これに関しては受注者の技術が上がってきたり、捕獲効率化が図られているのではないかと見受けられる。

やはり気になるのは、猟友会に有害鳥獣捕獲も指定管理鳥獣捕獲等事業も狩猟も任せてしまうというか、担っていただいているところがある。そのあたりについて、大宮委員から猟友会の負担であったり、指定管理鳥獣捕獲等事業に従事されている方は元々高い技術を持った方々かと思うが、この事業の実施にもだいたい慣れてきたとか、何かあればご教示いただきたい。

大宮委員：宮城県猟友会では、指定管理鳥獣捕獲等事業を毎年受注している。

昨年度については、先ほど事務局からも説明があったが、捕獲開始から最初の1ヶ月間の捕獲実績は非常に多かった。仕様書で捕獲目標頭数が示されているので、その頭数を達成するために捕獲従事者で声を掛け合って始めたのが効果的だったのかなと思っている。

ただ、昨年度は12月に入ってから雪が多くなったため、そこから捕獲のペースが落ちた。

今年の3月で令和2年度の捕獲は指定管理鳥獣捕獲等事業も有害鳥獣捕獲も全部終わったが、イノシシの数は減ったように思う。

また、先ほど若手狩猟者の育成の話があったが、若い人は仕事がある。そのため、捕獲に従事してもらえる人は大体60歳過ぎの、仕事に一区切り着いた人。退職した後に捕獲に協力してもらえる人というのが多い。今も70歳手前ぐらいの人が協力してくれるということで、そういった形で協力し合っている。若い人も増えているのだが、休みの日しか捕獲できないし、その休みの日も、子どもがいたりするとどうしても難しい。なので、そういった面での環境作りというのはやっぱりどうしても必要なのかなと思っている。

猟友会が高齢化していると言われているが、元々は趣味の団体なので、昔は若い人も沢山いた。でも銃を所持するとか、鳥獣の殺生をするとか、そういう点で毛嫌いな人も多かった。今になって農作物被害等が多くなってきたので、有害鳥獣捕獲といった形で協力してもらおう人が結構増えており、若い20代の方々も結構いるのだが、ただその方々が本当に懸命になって捕獲しているかという点、ちょっと違う。

今は色々な形で助成を頂いていて、捕獲すると報奨金も出たりするが、それを当てにしている人もいる。それがいいのか悪いのかは別として、捕獲のメンバーは増えているが、実際に捕獲するのは年配の経験者

が多い。

猟友会は、元々は趣味の会であり、若い頃は狩猟を楽しむだけだったが、今は1年中捕獲を継続しているし、連絡が来ると内容は大体苦情で、役場から来るよりも民間からの連絡の方が多い。

先ほど、イノシシが河川を通ってくるという話もあったが、河川は意外と谷が深いので超えてくるのが大変で、今はイノシシが道路を歩いている。なので足跡も残らない。そういった場所を通ってくるので、電気柵をしていない、今までイノシシが来たこともないような場所が被害に遭うようになっている。あとは山の裾野で、電気柵をしていれば被害が防げるのだが、柵を設置していないところからイノシシが里の中にどんどん入ってきている。その場合も道路を歩いている足跡が残らないので、そういう点でも苦労している。

指定管理鳥獣捕獲等事業も、あと1ヶ月早く始めてもらえれば捕獲が進むと思う。どうしても雪が降ると捕獲が出来ない。箱わなも雪が積るとイノシシが入らなくなる。

猟期を早めるということについては、あまり早いと葉が落ちないので危険というのは分かるし、確かに秋口は山に入る人が多いが、今言ったような状況の中で我々狩猟者は懸命に頑張っているのだから、できる限り御配慮いただければと思う。

部会長：人材育成や捕獲従事者の確保というのはどこでも問題になっていることだと思う。銃猟ができる人が減っているという山本委員の御意見もあったので、これについては有害鳥獣捕獲や指定管理鳥獣捕獲等事業を組み合わせながら、人材育成や確保を行っていただきたい。

CPU Eに関しては、もともと指定管理鳥獣捕獲等事業というのが広域的かつ集中的な捕獲ということで、有害鳥獣捕獲や狩猟を行っていないような条件不利地で捕獲しているということもあるので、他県の事例でもCPU Eは決して高くないという状況ではあるが、年度毎、地区毎に、どのように推移しているのかというのは今後参考資料などで示していただきたいと思う。

カモシカの錯誤捕獲については、技術的に非常に難しい状況であるが、日本哺乳類学会からも意見書を提出している。データも取っているということなので、学会等との連携もして、当面はおそらくICTの活用ぐらいした対応方法はないかもしれないが、そういう新しい技術の導入ということも進めていっていただきたい。

河川敷に関しては、他県の中には遊水池の対策として捕獲や除草といったイノシシの管理を行っている地域がある。河川の大きさによって状況もだいぶ違うとは思いますが、そういう他県の事例もできるだけ情報収集しながら、宮城県の状況に合わせた運用・検討というのを進めていただきたい。

事務局の方から補足はあるか。

事務局：CPU E、SPUEについてだが、県全体の数値については議事資料の12、13ページにそれぞれ記載している。18ページ目以降に5kmメッシュ毎の数値を図示しており、このメッシュ毎の年変動についてはGISで表示し直せばすぐにできるのだが、どうも傾向がうまくつかめない。

評価報告書の9ページに改善点を記載しているが、やはり出猟カレンダーの不備が散見されて、特別難しい記載方法にしているわけではないのだが、正確な数値というのを出し切れていないところがある。出猟カレンダーをより間違えにくい様式に変更することも検討しているのだが、現状では5kmメッシュ単位での密度指標の推移や増減まではまだ言及できない状況なので、その点御理解いただければと思う。

部会長：様々な意見が出た中で、その意見をどこまで反映してもらおうかという点で、本日の議事を承認するか意見をつけるか検討したいと思う。

齋藤委員から出た、次期計画区域は県全体という意見については、まだ期間もあるので、原案を了承した上で、修正するかどうか引き続き検討していただくということでもよろしいか。

各委員：(異議なし)

部会長：大宮委員から出た指定管理鳥獣捕獲等事業や狩猟の期間延長についても、モニタリングも進めながら、事業者の負担も考えて進めるべきであり、ここで結論は出さない方がいいと思うので、ご了承いただきたい。

少し気になったのが、事業において配慮すべき事項の部分で、豚熱の防疫措置を行う区域が10km圏内となっているが、この10km圏内を削るかどうか。また、環境省が作成したCSF・ASFの手引きを参考にしながら、という文言も可能であれば付け加えていただければ捕獲従事者が作業しやすくなるのかなと思う。これは委員会の意見というよりは、参考意見ということで。

ほかの委員も御異議がなければ原案了承ということでよろしいか。

各委員：(異議なし)

部会長：では、審議事項3件については原案のとおり了承するというので、以降の進行を事務局にお返しする。

事務局：平田部会長ありがとうございました。

3その他について、委員の皆様から何かありますか。

では事務局から今後のスケジュールについて連絡させていただきます。

本日ご審議頂きました策定方針を基に、第四期宮城県イノシシ管理計画(案)を作成の上、12月頃を目途に当部会及び委員会を開催し、ご審議頂く予定としております。

なお、本日の議事録については、出席いただいた委員の皆様を確認いただいた後、送付させていただきます。

以上をもちまして、本日の宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会イノシシ部会の一切を終了いたします。

委員の皆様におかれましては、御多忙のところお集まりいただきまして誠にありがとうございました。